

【1 分解説】最低賃金とは？

総合調査部 政策調査グループ長 摩尼貴晴

最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が定めた最低限度の賃金です。地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があり、最近時給1000円を巡って報道されるのは前者です。地域別最低賃金は、産業に関係なく、都道府県ごとに定められる最低賃金で、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して決められます。具体的には、厚生労働大臣の諮問を受けた中央最低賃金審議会が全都道府県を3つのランクに分け改定額の目安を答申し、この目安を参考に各都道府県の最低賃金審議会が改定額の答申を行い、10月に都道府県労働局長が決定します。

2022年度の全国加重平均は961円と過去最高の上げ幅となる31円を記録しました。骨太方針2023では「今年は全国加重平均1000円を達成することを含めて、最低賃金審議会ですっかりと議論を行う」「今夏以降は1000円達成後の最低賃金引上げの方針について、新しい資本主義実現会議で議論を行う」と明記されています。

2023年度の最低賃金は6月末に中央最低賃金審議会に諮問されました。春闘では30年ぶりの伸び率となるなど、最低賃金のさらなる上昇が見込まれますが、労働者としては、実感の伴う、持続的な賃上げに期待したいところです。